

東京農工大学学則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第4章 学部</p> <p>第3節 修業年限及び在籍年限</p> <p>(修業年限の通算)</p> <p>第85条 本学の科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位(<u>学校教育法第90条の規定により大学入学資格を有した後、修得したものに限る。</u>)を修得した者が本学に入学(第88条から第90条までの規定による再入学、転入学及び編入学を含む。以下この条において同じ。)する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるとき(授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限る。)は、第99条第1項の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して当該学部の議を経て定める期間を、修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。</p>	<p>本則</p> <p>第4章 学部</p> <p>第3節 修業年限及び在籍年限</p> <p>(修業年限の通算)</p> <p>第85条 本学の科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位を修得した者が本学に入学(第88条から第90条までの規定による再入学、転入学及び編入学を含む。以下この条において同じ。)する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるとき(授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限る。)は、第99条第1項の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して当該学部の議を経て定める期間を、修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。</p>	<p>学校教育法施行規則の一部改正に伴う改正</p>

附 則 (令和3年12月15日教規則第9号)

この規則は、令和3年12月15日から施行し、令和3年10月29日から適用する。